

マンション・アパート等の
共同住宅所有者のみなさまへ

大阪市水道局

共同住宅の各戸計量各戸収納制度のご案内

大阪市水道局では、マンション・アパートなどの共同住宅を対象に、各戸計量各戸収納制度を実施しています。

各戸計量各戸収納制度は、マンション・アパートなどの共同住宅の各戸に設置された水道メータを水道局が検針し、各入居者のみなさまから直接水道局に水道料金等をお支払いいただく制度です。

この制度を適用することで、共同住宅のオーナーや所有者の方は、水道メータの検針や集金などの手間がなくなります。

また、各入居者の方には、検針時に水道局がポスト等に「ご使用水量等のお知らせ」を投函させていただくため、使用水量や請求予定金額、口座振替予定日などがすぐにわかり便利になります。

なお、制度の適用には、条件を満たしたうえで、水道局への申し込みが必要となります。詳しくは、本パンフレットをご確認ください。

☆対象

住宅部分が2戸以上ある共同住宅

☆適用条件等

○各入居者の方から水道の開始届を提出いただけること

※一部の入居者の方のみを対象とすることはできません。

○建築基準法に基づく「確認済証（写）」または「検査済証（写）」などの

公的書類上の用途が「共同住宅」または「長屋」となっていること

※書類上の用途が「一戸建ての住宅」とされているものあっても、「共同住宅」や「長屋」と同等の構造に改築等された建物については、適用対象となる場合があります。この場合、建物の内部構造がわかる平面図を添付いただき、現地を確認させていただいたうえで適用可否を判断します。

○住宅部分全てに正常に作動する有効期間内の水道メータが正確に設置されており、住居の外から容易に計量及び取替えができること

※店舗等及び散水栓等共同設備部分の住宅部分以外にも制度を適用する場合も同様です。

○水道メータの有効期間が満了した場合や故障した場合、速やかに水道メータを取替え、報告すること

※ただし、「共同住宅の各戸メータ局管理の実施に関する要綱」に基づき、共同住宅内の各戸の水道メータの管理を水道局が行うことを承認している場合は、水道局が維持管理を行います。

○水道メータについて、検針に支障のない場所に設置され、そのまわりは常にきれいな状態を保ち、物など障害物を置いていないなど、「民間共同住宅の私設メータ等設置基準」または「既設民間共同住宅の私設メータ等設置基準」に適合するものであること

○水道メータの検針及び料金等の徴収業務を行うために、水道局職員及び水道局が委託する事業者が共同住宅の共用部分に立ち入ることに同意すること

※入口がオートロック式の住宅については、暗証番号の教示、解錠鍵の貸与もしくは所有者等の立会い等の解錠方法を届出が必要です。メータ設置場所を施錠している場合についても同様です。

○入居者等への事務連絡等の事務を行っていただく管理責任者を選定し、届け出ること

○上記のほか、水道局の定める基準等に適合していること

☆管理責任者に行っていただくこと

- ・制度適用開始時における各入居者の「水道使用開始届」及びその他必要書類の提出
- ・所有者（給水契約者）・区分所有者の代表者（給水契約者）及び共同住宅名称変更届、遠隔指示メータ設置廃止届出書、遠隔指示メータ撤去完了届の提出（必要に応じて）
- ・店舗等部分、共同設備部分及び散水栓等部分の使用開始、中止、名義変更などの届出
- ・共同住宅内の入居予定者または退去予定者への使用開始、中止の届出の伝達
- ・共同住宅内で入退去がある場合、当該物件の漏水などの異常の確認
- ・退去予定者の未納料金等の有無の確認

※未納料金等がある場合は、速やかに納入するよう、伝えてください。

また、転出後に請求される料金等についても期限までに納入するよう、伝えてください。

※入退去があったにも関わらず、連絡がない場合や入居者が料金未納のまま退去した場合には、

必要な情報（転居後の住所・連絡先等）について、水道局から問い合わせさせていただくことがあります。

- ・所有者及び各入居者に対して水道局からの連絡事項等の伝達

☆申込方法

以下の申込書類に必要事項を記入のうえ、裏面のお申込み先まで送付してください。

申込書類は水道局ホームページからもダウンロードできます。

申込書類

※お申込み前に不足がないかご確認ください。



水道局ホームページ

- ☐ 民間共同住宅の各戸計量及び各戸収納適用申込書
- ☐ 建築基準法に基づく「確認済証(写)」または「検査済証(写)」など
共同住宅であることが一般的に認められる公的書類
- ☐ 水道使用開始届 ※申込時提出用
- ☐ 管理責任者選定(変更)届
- ☐ オートロック解錠方法(変更)届
- ☐ 共同住宅各戸計量及び各戸収納適用チェックシート
- ☐ 建物平面図及び住宅区分図

☆その他注意事項等

- ・お申し込みいただきましたら、書類の確認を行い、記入漏れ等の不備がなければ、共同住宅の給水設備の状況などについて現地確認を行います。
- ・現地確認後、制度の適用の可否につきまして、申込者の方に通知させていただきます。
※通知まで時間がかかることがありますので、ご了承ください。
- ・制度適用後、適用条件等を遵守しない場合、制度の適用を停止することがあります。
- ・条例等が改正され適用条件に変更が生じた場合であっても、住宅の所有者に著しい不利益をもたらすものでない場合は、変更後の条件に基づくものとします。
- ・入居者が支払うべき料金等を支払わずに転居し、管理責任者から情報提供等の協力がなく、当該入居者の転居先が水道局で把握できない場合、所有者に対し当該料金等を請求することがあります。

☆お申込み・お問合せ先

株式会社 大阪水道総合サービス（各戸計量各戸収納等受付業務受託者）

〒542-0062

大阪市中心部上本町西5丁目1番12号

大阪水道局南部水道センターサテライト3階

T E L : 06-4304-0041

F A X : 06-4304-0051

受付時間：平日（月～金）午前9:00～午後5:30

年末年始（12月29日～1月3日）を除く

